派遣先

参考例⑰　（要領第７の５（４））：事業所に掲示する参考文例

派遣可能期間の延長に係る労働者への周知

　令和４年8月15日付け、「意見書」により聴取した意見に関する事項については下記の通りです。（労働者派遣法施行規則第33条の3第4項）

記

1. 意見を聴いた過半数労働組合又は過半数代表者の氏名

過半数労働者代表　□　□　□　□

（選任方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

1. 過半数労働組合又は過半数労働者代表に通知した日及び通知した事項

（１）通知した日

　　　　令和４年7月1日

（２）通知した事項

①派遣可能期間を延長しようとする事業所

株式会社ハローワーク 三重工場 津市島崎町○－○－○番地

②延長しようとする期間

令和４年10月1日～令和７年9月30日

③当事業所における派遣労働者の受入れ状況

令和1年10月1日～令和４年6月末までの状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署 | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
| 製造部情報関連機器課 | R1.10.1～R2.9.30 | 2名 | 2名 |
|  | R2.10.1～R3.9.30 | 1名 | 3名 |
|  | R3.10.1～R4.6.30 | 1名 | 3名 |
| 総務課 | R1.10.1～R2.9.30 | 3名 | 3名 |
|  | R2.10.1～R3.9.30 | 3名 | 3名 |
|  | R3.10.1～R4.6.30 | 3名 | 3名 |

1. 過半数労働者代表から意見を聴いた日及び当該意見の内容

（１）意見を聴いた日

令和4年8月15日

（２）意見の内容

派遣可能期間の延長については異議がありません

（異議があった場合はその内容を記載）

　（意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間を上記事項とともに周知する必要がある。）

　※なお、過半数労働組合等が異議を述べた場合、派遣可能期間の延長の理由および当該異議への対応方針は別途周知する必要がある。